

重要事項説明書

(特別高圧・高圧／フラットプラン・セミフラットプラン)

特別高圧および高圧で受電するお客さまに電気を供給する際の重要事項について説明します。詳細につきましては、当社電気需給約款をご確認いただきますようお願いいたします。

1. 申込み方法

当社の電気需給約款等の供給条件を承諾の上、当社所定の様式によりお申込みいただきます。電気需給約款は、当社ホームページに掲載します。

2. 電気供給契約の成立および契約期間

- (1) 電気供給契約は、お客さまのお申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、電気供給契約が成立した日から供給開始日の1年後の日までとします。
- (3) 当社は、契約期間満了日の4か月前までに、お客さまに対して、契約期間満了日の翌日から1年間の供給条件を提示することとします。
- (4) 契約期間満了日の3か月前までに、お客さままたは当社からお客さまに対する書面による意思表示がない限り、電気供給契約の契約期間は自動的に1年延長し、前項で提示された条件に変更されるものとし、以後もこの例によるものとします。

3. 契約電力

- (1) 特別高圧電力は、お客さまと当社と協議の上、決定させていただきます。
- (2) 高圧電力は、契約電力500キロワット以上はお客さまと当社と協議の上、決定させていただきます。契約電力500キロワット未満はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値とします。

4. 供給電圧および周波数

- (1) 特別高圧電力は、原則として供給電圧20,000ボルト以上、周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。
- (2) 高圧電力は、原則として供給電圧6,000ボルト、周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。

5. 電気料金

料金は、基本料金、従量料金、電源調達費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計に付帯契約料金(予備線料金、予備電源料金、自家発補給料金)を加えたものとします。基本料金単価、従量料金単価、電源調達費調整額の算定に用いる各種係数(託送料金各単価、容量引出金相当単価、基準市場価格、調整係数等)、および付帯契約料金単価は、「電気供給契約書」に記載するものとします。

容量引出金相当単価は、電力広域的運営推進機関が公表する、容量市場メインオークションの結

果に基づき、電気需給約款第 13 条イ(2)に定める方法により、毎年4月に改訂するものとします。

6. 契約超過金

契約電力が 500 キロワット以上のお客さまの最大需要電力が契約電力を上回った場合、超過した電力について、電気需給約款第 14 条に定める金額を契約超過金として申し受けます。契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の電気料金に合算して請求し、その支払期限内に支払っていただくものとします。

7. 工事費等

託送供給等約款に基づいて工事費負担金等、お客さまに電気を供給することに関連して一般送配電事業者から請求を受けた費用は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

8. 計量・料金算定について

- (1) 使用電力量は、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、一般送配電事業者が設置した電力計により計量します。
- (2) 料金の算定期間は原則として毎月の計量日から翌月の計量日の前日までの期間とします。

9. お支払い方法

- (1) 毎月の電気料金については、以下日程までに、口座振替によりお支払いいただくものとします。
 - ・計量日が毎月15日までの場合、計量日が属する月の翌月末
 - ・計量日が毎月16日～31日までの場合、計量日が属する月の翌々月末
- (2) 工事費負担金については、その都度、当社が指定した金融機関を通じて払い込みによりお支払いいただくものとします。
- (3) 料金のお支払いがなされなかった場合は、支払期日の翌日から支払い日までの期間の日数に応じて遅延利息(年率 10 パーセント)を申し受けます。

10. お客さまのご協力

- (1) 需要場所への立入りによる業務の実施

電気供給契約の遂行上、需要場所への立入りが必要と認める場合、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

- (2) 保安に対するお客さまの協力

一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、または一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、当社と一般送配電事業者に通知していただきます。

11. 契約の変更・解約

- (1) 電気供給契約の内容は、原則として契約期間中は変更できないものとします。
- (2) お客さまは、廃止希望日の3ヶ月前までの書面による解約申入れによって電気供給契約を解約することができるものとします。
- (3) 当社から電気供給契約を廃止する場合、当社は契約の廃止希望日の3ヶ月前までに書面により解約申入れを行うものとします。
- (4) 当社は、電気需給約款の定めに基づき、電気の供給の停止または電気供給契約の解除を一般送配電事業者に依頼することがあります。なお、電気の供給を停止する場合には、供給停止の15日前までに予告いたします。
- (5) 契約の変更・解除に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客さまから申し受けます。

12. 違約金

- (1) お客さまは、お申込み後、供給開始前までの期間にお申込みをキャンセルされる場合には、違約金を支払うものとします。(違約金については、電気需給約款第30条(4)に記載)
- (2) お客さまは、当社との電気供給契約の解約を希望される場合、または解約申入れから解約希望日までの期間が3ヶ月に満たない場合には、違約金を支払うものとします。(違約金については、電気需給約款第30条(2)(3)に記載)

13. その他

- (1) 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せ下さい。
- (2) 本重要事項説明書に記載のない事項については、電気需給約款および電気供給契約によるものとします。

■ 小売電気事業者
株式会社パワーエックス
(小売事業者登録番号:A0857)
TEL:03-4400-7296(平日 9:30~17:30)
<https://power-x.jp/ja/>